

天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第26号

天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の育児休業等に関する規則（平成4年3月天理市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の2（見出しを含む。）中「第2条第4号ア（ウ）」を「第2条第4号ア（イ）」に改める。

第2条の3見出し中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条第1項中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に、「同号イ」を「同号ウ」に改め、同項第1号及び第2号中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改める。

第2条の4中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第1項中「様式第2号」を「様式第1号」に、「第3条第8号」を「第3条第7号」に、「条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあって」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくは当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後であ

る場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第4条第2項ただし書中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第3条第8号」を「第3条第7号」に改める。

第5条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第6条第2項中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第12条を次のように改める。

(再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情及び養育計画の申出)

第12条 条例第11条第6号に規定する当該子を養育するための計画については、育児短時間勤務計画書（様式第3号）により任命権者に申し出るものとする。

第18条の2（見出しを含む。）中「第19条第2号イ」を「第19条第2号」に改める。

様式第1号を削る。

様式第2号中「㊟」を削り、「別表第2第9項」を「別表第2第10項」に改

め、同様式を様式第 1 号とする。

様式第 3 号中「㊟」を削り、同様式を様式第 2 号とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第3号（第12条関係）

育児短時間勤務計画書

年 月 日

（任命権者） 様

請求者 所 属

職氏名

天理市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定により、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について、次のとおり提出します。

なお、次の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子	氏 名	
	生年月日	年 月 日
2 請求者の計画	請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
	再度の請求 予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 備考		

(注)

- 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、1及び2までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

様式第4号及び第5号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第3条及び第12条の規定の適用については、なお従前の例による。